

大磯町部等設置条例の一部を改正する条例

大磯町部等設置条例（平成 24 年大磯町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建設経済部」を「都市建設部
産業環境部」に改める。
第 2 条の表中

「 建設経済部

- (1) 道路、河川その他土木に関する事。
- (2) 下水道に関する事。
- (3) 都市計画に関する事。
- (4) 公園及び緑地に関する事。
- (5) 商工、農林、水産及び畜産業に関する事。
- (6) 観光に関する事。
- (7) 港湾に関する事。
- (8) 環境に関する事。
- (9) 廃棄物の収集及び処理に関する事。

を

「 都市建設部

- (1) 道路、河川その他土木に関する事。
- (2) 下水道に関する事。
- (3) 都市計画に関する事。
- (4) 公園及び緑地に関する事。

産業環境部

- (1) 商工、農林、水産及び畜産業に関する事。
- (2) 観光に関する事。
- (3) 港湾に関する事。
- (4) 環境に関する事。
- (5) 廃棄物の収集及び処理に関する事。

に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄